

# Newsletter

## 平成21年度税制改正 「経済危機対策」における税制上の措置

### Contents

1. 試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除制度の拡充
2. 中小企業の交際費課税の軽減
3. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

Newsletter4月号-2でお伝えしたとおり、平成21年4月27日に「租税特別措置法の一部を改正する法律案」が国会に提出されていました。

本法案は、平成21年6月19日に参議院本会議で否決された後、衆議院本会議で再可決され、同日に成立しました。

この法律の公布日及び施行日は、平成21年6月26日となります。

この追加的な税制改正では、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、租税特別措置法において左記の措置が講じられます。

# 1. 試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除制度の拡充

法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除制度には、現在以下の3つの制度(以下「基本制度」といいます。)があります。

- ▶ 試験研究費の総額に係る税額控除制度
- ▶ 大学、公的研究機関等との共同研究・委託研究(以下、「特別試験研究」といいます。)に係る税額控除制度
- ▶ 中小企業技術基盤強化税制

さらに、この基本制度とは別枠で増加試験研究費の増加額に係る税額控除制度(以下「追加的税額控除制度」といいます。)が定められています。この追加的税額控除制度は、平成20年度改正において、その期の法人税額を基準とした税額控除の上限まで税額控除を行っている企業が増加していることから、税額控除の上限となる金額の拡充のため<sup>1</sup>改組された制度です。

今回の改正は、上記の基本制度と追加的税額控除制度という枠組みの中で、以下図表1に示すとおり、基本制度について税額控除限度額の引上げと税額控除限度超過額の繰越期間の延長の改正が行われることとなります(措法42の4の2)。

(図表1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除制度の改正点

[改正前]	[改正後]
<p>控除の上限額</p> <p>法人税額 x 20%</p> <p>(注) 試験研究費の一定割合を税額控除する際、控除の上限額が設定されています。</p>	<p>控除の上限額</p> <p>法人税額 x 30%</p> <p>(平成21・22年度の特例)</p>
<p>控除限度超過額の取扱い</p> <p>翌期の法人税額から控除可能</p> <p>(注) 控除しきれなかった場合、その金額は翌期に発生した控除対象額と合わせて、法人税額の20%まで控除できます。</p>	<p>控除限度超過額の取扱い</p> <p>平成21・22年度発生分については、平成24年度までの法人税額から控除可能 (この場合の控除の上限額: 法人税額 x 30%)</p>

## (1) 税額控除限度額の引上げ

試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制については、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度における税額控除の適用を受けることができる限度額が法人税額の30%(現行20%)相当額に引き上げられます。

また、上述のとおり平成20年度税制改正において、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度においては、追加的税額控除制度が適用されることから、平成21年4月1日から平成22年3月31日の間に開始する事業年度においては、一定の要件を満たした場合には、最大でその事業年度の法人税額の40%まで税額控除することが可能となります。

## (2) 税額控除限度超過額の繰越期間の延長

試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制については、その期に控除できなかった金額(税額控除限度超過額)については、1年間の繰越控除が認められていました。この改正によって、平成21年4月1日から平成23年3月31日までに開始する事業年度において生じた税額控除限度超過額については、平成25年3月31日までの間に開始する事業年度まで最大で3年間の繰越控除が認められることになりました。

1 財団法人 日本税務協会「改正税法のすべて—平成20年度国税・地方税の改正点の詳解—」355頁より一部引用

なお、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度における各制度の概要は以下の図表2とおりとなります。

(図表2) 試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除制度の概要  
—平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度—

	特別控除限度額	税額基準額 (控除上限額)	適用対象	税額控除限度超過額の繰越
1	試験研究費の総額に係る税額控除制度 試験研究費の額×税額控除割合(注1)	法人税額×30%	中小企業者等(注2)以外	平成24年4月1日～平成25年3月31日に開始する事業年度まで繰越可能
2	中小企業技術基盤強化税制 試験研究費の額×12%	法人税額×30%	中小企業者等	平成24年4月1日～平成25年3月31日に開始する事業年度まで繰越可能
3	追加的税額控除制度 下記①又は②いずれかの選択適用 ①試験研究費の増加額に係る税額控除(注3) ②売上高の10%を超える試験研究費に係る税額控除(注4)	法人税額×10%	1・2の制度と重複適用可能	なし

(特別試験研究に係る税額控除制度については省略しています。)

(注1) 試験研究費割合(適用年度の試験研究費の額を適用年度及び適用年度前3年以内に開始した各事業年度の平均売上金額で除した割合)が10%以上の場合は10%、10%未満の場合は8%+試験研究費割合×0.2

(注2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で、大規模法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等)の子会社でない法人等

(注3) 適用年度の試験研究費の額が比較試験研究費<sup>\*1</sup>の額を超え、かつ、基準試験研究費<sup>\*2</sup>の額を超える場合(適用年度の試験研究費の額÷比較試験研究費の額)×5%

<sup>\*1</sup>その適用年度開始の前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の合計金額をその3年以内に開始した各事業年度の数で除した金額

<sup>\*2</sup>その適用年度開始の前2年以内に開始した各事業年度の試験研究費のうち最も多い金額

(注4) (適用年度の試験研究費の額÷平均売上金額<sup>\*3</sup>×10%)×超過税額控除割合[(試験研究費割合-10%)×0.2]

<sup>\*3</sup>適用年度及び適用年度開始の前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額

## 2. 中小企業の交際費課税の軽減

平成21年4月1日以後に終了する事業年後から資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額が、400万円から600万円に引き上げられることになりました(措法61の4)。

これにより、交際費の損金算入限度額は最大で年360万円から540万円に拡大されることとなります。

(注)以下国税庁のホームページにて新別表15が公表されています。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/pdf/h21/15.pdf>

### 3. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、その年1月1日において20歳以上である者(以下、「特定受贈者」といいます。 )が、直系尊属(父母、祖父母など)から住宅取得等資金の贈与を受けた場合には、当該期間を通じて500万円までの贈与税を非課税とする制度が創設されました(措法70の2)。

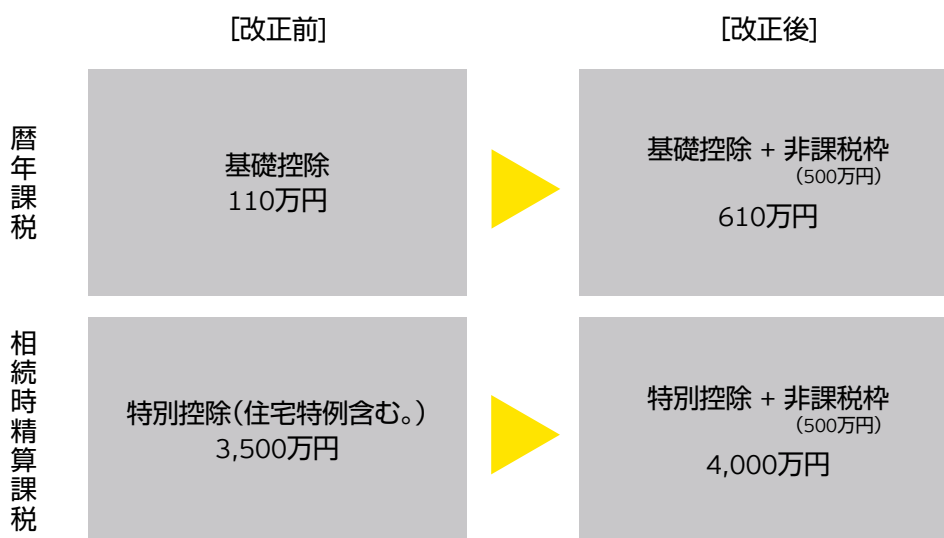
住宅取得等資金とは、次のいずれかに掲げる一定の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭をいいます。

- ▶ 特定受贈者による住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得
- ▶ 特定受贈者による既存住宅用家屋の取得
- ▶ 特定受贈者が所有している家屋につき行う増改築等

(注) 上記には、その住宅用家屋の新築、取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供されている(若しくは供されることとなる)土地又は土地の上に存する権利の取得が含まれます。

また、上記の措置は、暦年課税や相続時精算課税の非課税枠と併せて適用することが可能であり、改正前と改正後の非課税枠の関係は、以下の図表3のとおりです。

(図表3) 暦年課税と相続時精算課税の非課税枠の改正点



(注) 上記本文及び図表1～3は、以下の資料に基づいて作成しました。

- ▶ 財務省ホームページ 第171回国会における財務省関連法律「租税特別措置法の一部を改正する法律」  
<http://www.mof.go.jp/houan/171/houan.htm>, <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/so210619.pdf>
- ▶ 国税庁ホームページ タックスアンサー 特別償却・特別税額控除 No.5441, 5442, 5443, 5444, 5436, 5450  
<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/houji313.htm>

## Contact

### ジャパン ナショナル タックス部

石田 昌明	ディレクター	03-3506-2679	masaaki.ishida@jp.ey.com
南波 洋	シニアマネージャー	03-3506-2603	hiroshi.namba@jp.ey.com
原口 太一	マネージャー	03-3506-2677	taichi.haraguchi@jp.ey.com

ジャパン ナショナル タックス部では、法令解釈の検討、課税リスク管理、税務対策および国際税務等の税務サービスを提供しています。

#### (平成21年度税制改正項目の記事のご案内)

平成21年度税制改正項目については、本年のNewsletter及び寄稿記事において、関連記事を掲載しております。これらは全て弊社のウェブサイト(www.eytax.jp)に掲載しておりますので、併せてご利用頂けますと幸いです。

- ▶ 外国子会社配当等の益金不算入制度の創設…Newsletter 5月号、旬刊経理情報 No.1216
- ▶ 投資ファンド税制…Newsletter 6月号、旬刊経理情報 No.1216
- ▶ 特定目的会社と投資法人に関する税制改正…Newsletter 4月号
- ▶ 事業承継税制…Newsletter 2月号、旬刊経理情報 No.1216
- ▶ 金融証券税制…旬刊経理情報 No.1216
- ▶ その他法人関係税制…旬刊経理情報 No.1216

#### 7月号 予告

- ▶ 我が国におけるIFRSロードマップと税務への影響～税務実務担当者が検討すべき課題

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション・アドバイザリー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の13万5千人の構成員が、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッド(EYG)のメンバーファームを指します。EYGは、英国の有限責任保証会社であり、グローバルにおいてアーンスト・アンド・ヤングの組織を統括しており、顧客サービスは提供していません。

#### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

© 2009 Ernst & Young Shinnihon Tax  
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしなないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバルネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。